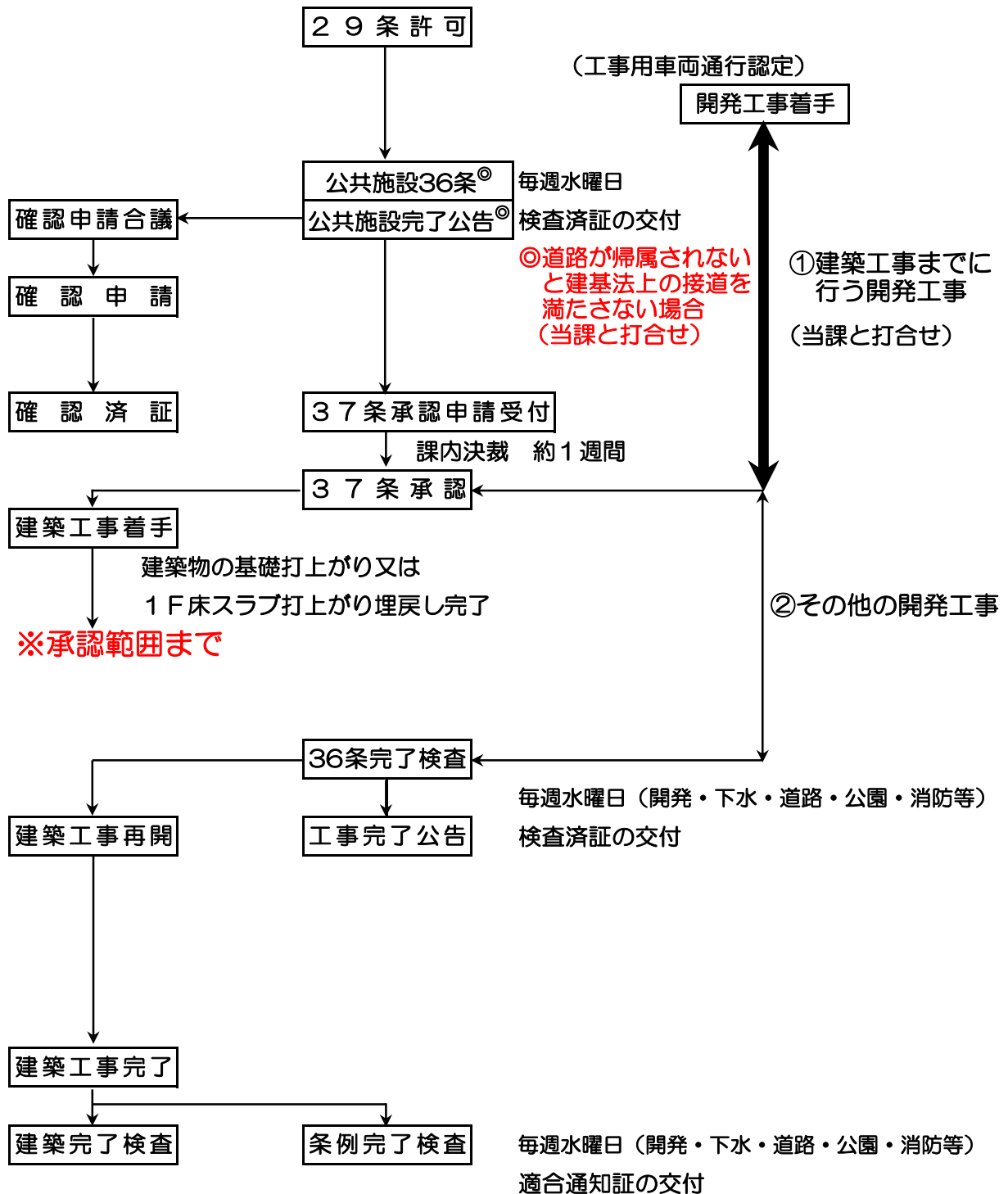


都市計画法第37条に関する手続きフロー

開発許可を受けた開発区域内では、工事完了公告があるまでの間は、建築行為等が制限されていますが、建築工事と開発工事の施行上、工程上やむを得ない場合等に関し「建築承認」（都市計画法第37条）を行って必要最小限の建築行為を認めています。「建築承認」については、当課と打合せが必要となります。



※開発工事中の防災計画については、工事工程ごとに検討すること